

3 いわゆる善光寺瓦について

今回の緊急学術調査で発掘された資料のうち、いわゆる善光寺瓦と呼ばれている布目瓦については、かつて長野市元善町の旧善光寺本堂址周辺からの土木工事等によって発見された古い様式の文様をもった瓦や、今回の発掘地点近く、長野市若槻東沢地籍から発見された瓦から、その概要は理解されていた。それは、完全にその全面を残した瓦当部に丸瓦の一部をつけた軒丸瓦(鎧瓦)や、瓦当部の一部が残されていた軒平瓦(字瓦)であった。今回の一連の調査では、一部を欠損した瓦当部の軒丸瓦とほぼ完全に全体を復元できる軒平瓦が発掘できたことにより、今迄より以上に善光寺瓦について精査できる資料として注目されるものである。

軒丸瓦の瓦当部は、大正年間に旧善光寺本堂址から、土木工事により発見された一部を欠損したもの(1)と、昭和30年代になって善光寺仁王門近くから発見された、完全な瓦当部と丸瓦の一部が接合したもの(2)に代表される。いずれも複弁蓮華文の瓦当部だが、文様は外区弁区に差違の認められる資料である。そのうち、(2)の軒丸瓦と同範と認められる資料は、今回の発掘により得られたものもふくめ、現在長野市立博物館で採拓できたものは合計6点にのぼっている。この中には、現在善光寺が保存している、昭和28年頃に旧善光寺本堂址から水道工事等により得られたものも含まれており、他にも、善光寺関係の寺院等で保存されている資料もあったとされているがその資料は今回の検討資料には含まれていない。この他、現在善光寺が所蔵し、長野市立博物館で展示している軒丸瓦の一点は、(1)に該当する唯一の資料で、同範と認められる資料は他にはない。

軒平瓦は、軒丸瓦同様の折、大正時代及び昭和20年代以降、瓦当部の欠損した一部が発見され、都合3点を精査でき、何れも同範の文様をもってはいたが、全体を確認することは不可能だった。しかし、復元できた瓦当部から、唐草文の特異な文様の軒平瓦であることで注目されていた。今回の発掘により瓦当部をほぼ完全な形で残し、平瓦部分を直線顎又は段顎に接合している軒平瓦を確認でき、そのうちの1点は、住居址の床面から須恵器を伴って発見された。

今まで、発表された多くの善光寺瓦は、何れも土木工事等の際に掘り出された資料で、埋蔵状況等については確認できない資料であったが、この調査結果をもとに、新たな研究の礎とされるため、今回の調査で発掘された軒丸瓦と軒平瓦と同範の資料について、その特徴を指摘し、それぞれの製作にかかわる歴史的な背景及び両者の関係などについて検討される資料に供したい。

軒丸瓦 瓦当部文様の概形と特徴を列記すると、

- 1、弁区は復弁8蓮華文で、それぞれの蓮華の間には間弁を配している。ただし、正確には8蓮華のうち1蓮華は間弁を間に配し、完全な単弁の蓮華を対に並べている。
- 2、外区は、26枚の凸面外行鋸歯文で飾っているが、その形状は不均整で、法量がそれぞれ違う。
- 3、中房は、中央に周環をめぐらした蓮子を置き、その外側には周環もなく、他の蓮子より小形の4つの蓮子を、さらに一番外側には周環をめぐらし、中央の蓮子と同様の大きさの8つの蓮子を配している。蓮子の断面はつぶれた形の三角形である。

4、内区の間弁のうち、1で指摘した単弁の蓮華を並べた左に配された間弁の、中央に直交して、幅6mm、長さ20mmの長方形の凸文がある。

5、外区の内側と弁区の外側に、それぞれ凸線文をめぐらしている。

以上が軒丸瓦瓦当部の文様の概形及び特徴である。

複弁蓮華文、特に8蓮花文の軒丸瓦については、7世紀後半に創建された、奈良県明日香村川原寺に最古の資料が求められ、いわゆる川原寺式の軒丸瓦として、その類型は各地の寺院址から発見されている。当該瓦もその系列に加えられ検討されて来た。

原形となっている川原寺出土の軒丸瓦の瓦当部の文様を見ると、(1) 外区の鋸歯文は、面違いに掘られ、外行鋸歯文が48個、均斎に並んでいる。(2) 中房の半径と弁区の幅との比は中房の方が広く、中房に配された蓮子は、中から1・5・11で、それぞれ周環をもち、配置は幾何学的で均斎である。(3) 蓮華の花弁及び間弁の彫刻は精巧で、花弁は間弁に添って外区近くまで広がり、間弁の先端の中央には切り込みがある。などをあげることができ、整斎であることが第一の特徴ともいえる。ちなみに、中房中央の蓮子から8間弁を結ぶ線はそれぞれ半直角に近く測定でき、配された蓮花弁も、8弁ともほぼ同じ形をしている。これは、同寺の仏像の製作に当たった仏師たちの手により造范されたためと言われている。

これに比較して、当該軒丸瓦を見ると、瓦当部に描かれた文様は不整形で、花弁の一つ一つはまちまち、そのうえ、単弁の蓮華も描かれるほどである。各間弁の間隔もまちまちで、それぞれ隣の間弁となす角度も、40度から50度と、10度もの違いがあり、一見して蓮華の大きさや型の不揃いが分かるほどである。さらに特徴的なことは、弁区の中に置かれた長方形の凸文である。この凸文は、出土例の少なかった当初は、これを上下を識別するしと考えられていたが、資料が多くなると、丸瓦の接合位置とは関係のないことが確認された。何れかの必要があって施文されたものとは考えられるが、規格を正確に踏襲することが本来と考えられる技法の伝承が、これほどまでに不均衡で、不正確である事実は意味深い。当時の仏教文化、政治文化の中心地から遠隔の地信濃とはいえ、単に距離的、地域的条件に原因を求めるることは短絡すぎはしないかと思われる。

軒平瓦 今回の発掘調査により得られた軒平瓦から平瓦の凹面の曲線から推定すると、軒先に向けた部分で、半径24~25cmの桶型で製造されたことが分かり、さらに、凹面の上方3分の2の面に押されている布目は荒布、凸面に残された^{たたき}印痕は縄目である。

瓦当部に描かれた文様の概形と特徴を列記すると次のように指摘できる。

1、凸線をめぐらしている上下外区の2本の平行線は、内側が外側より細く、外側は一部を欠いている。脇区は左右とも上下区の凸線同様の平行線で、それぞれ内側・外側の凸線につながっている。

2、内区の主文は、右上角から左上角に向けて、大きく波状にW形の太い茎が描かれ、内区を5区画に分けている。

3、区画された各部分の形は、左右下角の横長の三角形と、中央下部分と、その上左右対象に

並んだ半楕円形に区画されている。

- 4、右上角から約2cm中に入った茎に第一節を描き、等間隔に第三、第四と節を配し、それぞれの羽根型をした節から、長い葉柄をもった丸く図案化したパルメット葉2と蕾1を派生している。
 - 5、右下角の区画には、第一節の下方に派生した長い葉柄をもった葉と蕾が描かれている。
 - 6、右上の半楕円形の区画には、第一・第二節から派生した葉柄が丸く交叉し、大小の葉をつけ、第二節から派生した蕾が描かれている。
 - 7、中央下の区画には、第二・第三節から派生した葉柄が区画の中央で丸く交叉し葉をついている。第三節から派生している蕾は退化している。
 - 8、左上の区画には第二・第三節から派生している葉柄が丸く交叉し、大小の葉を配している。
 - 9、左下角の区画には、第四節から派生している文様があるが、何を描いているか判別できない。
- 以上を要約すると、主文の茎は波状に描かれ、均等に割り振られた4つの節からは、原則的には葉2、蕾1を派生、葉柄は長く、区画の中央で丸く交叉し、その先に丸く図案化したパルメットが描かれている。

この軒平瓦については、筆者の研究範囲の狭さか、20年来類例を求めたが、いまだに納得できる資料を他に指摘することができなかった。しかし、瓦当部の全面に波状に主文を描く例は、奈良県橿原市藤原宮址出土の偏行忍冬唐草文字瓦などに求められ、そこには法隆寺所蔵橋婦人厨子須弥座に描かれた忍冬唐草文に祖形を求められる変形唐草文が整然と配され、上下の外区がこれを挟んでいる。この文様を、当該瓦の文様と直接結びつけて考えることは構成上むずかしい。むしろ、茎を波状にめぐらし、そこから派生する葉の葉柄を交叉させる構成は、法隆寺献納宝物の中にある光背の中に幾つかを求めることができるし、法隆寺金堂の天蓋の葺返しに描かれている文様も、同様の構成である。

今回の調査で発掘された軒平瓦と軒丸瓦はかって善光寺境内で発見されたが、これが一対の軒瓦として葺かれていたという証拠は今のところない。そして、川原寺式軒丸瓦と対をなす軒平瓦は、原則的には重弧文軒平瓦が使われることが例となっているという報告がある。しかし、善光寺境内からはいまだにこれに該当する軒平瓦は発見されていない。さらに、発掘された軒平瓦二点の顎は、無顎形式のものと段顎形式のものであり、この例からすれば、同范の文様をもちながら、瓦自体の基本的な形を違うという検討を要する問題点もある。これは、仮定ではあるが范は保存され、ある期間これを使いながら製作していく段階で、建築物の軒先の構造が変化し、それに合わせて軒平瓦も形を改めたということも考えられる。

今回の発掘地点は、近くから窯址の存在を指摘されていたが、正確にその実態は確認されていない。これを機会に新しい資料への対応を検討していかなければならないが、9世紀代に製作された須恵器と共に発掘された事実はその出発点と考えられる。

(山口 純一)

图101 铜瓦当面集录

